個別避難計画

作成医含協力《ださい

令和3年5月20日から 個別避難計画の作成が 市町の努力義務に なりました。



個別避難計画ってなに?

高齢者や障がいがある方など、災害時に一人では避難することが困難な方について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときにどのような配慮が必要かなど、一人ひとりの状況に合わせてあらかじめ計画したものを個別避難計画といいます。

命を守る、地域の計画



一人で逃げることが難しい方はどんな方?

要介護認定を受けている高齢者や手帳をお持ちの障害のある方など、災害発生時または災害が発生するおそれがあるときに、自ら避難行動をとることが困難な方です。このような災害時に支援を必要とする方のことを「避難行動要支援者」といいます。

避難行動要支援者の特徴

- 1 身の危険を察知できない人
- 2 救助者に助けを呼べない人
- 3 自分一人では避難できない人
- 4 避難所での生活が難しい人

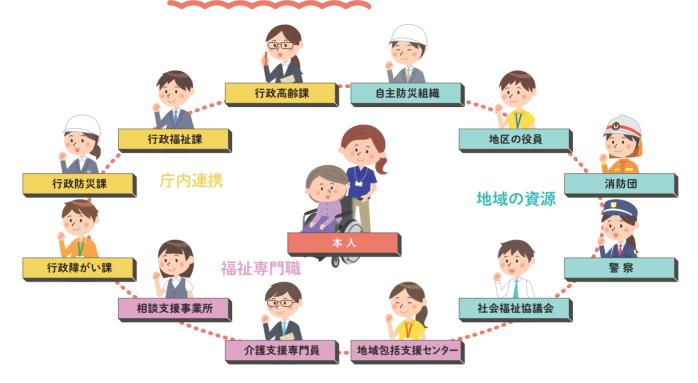
※名簿に掲載する人の基準は市町によって異なりますので、 詳しくはお住まいの市町にご確認ください。

避難行動要支援者はどのくらいいるの?

令和5年 10 月現在、静岡県には約 37 万人の方が 避難行動要支援者名簿に登録されています。静岡県 人口は約 360 万人ですので、約 10 人に1人が要支 援者という計算になります。個別避難計画を広めて いくためには、防災・福祉・保健などの行政職員、 ケアマネジャーや相談支援専門員など要支援者本人 のことをよく知る福祉専門職、自主防災組織や自治 会、民生委員、社会福祉協議会など多くの方の協力 が必要です。

誰もが助かるために

計画策定は連携・協働して取組むことが重要です。



個別避難計画を静岡県全地域に広めていくためには、防災・福祉・保健などの行政職員、ケアマネジャー や相談支援専門員など要支援者本人のことをよく知る福祉専門職、自主防災組織や自治会、民生委員、 社会福祉協議会など地域をよく知る関係者、そして地域に住む皆様、それぞれがお互いの役割を理解し 合い、連携・協働して実効性のある避難のための個別避難計画作成に取り組むことが重要です。

個別避難計画の作成の全体像



静岡県にお住まいの皆様、個別避難計画作成の取組にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします